

# 小規模企業共済制度

**経営者の退職金**

小規模企業共済制度は退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。

**制度改正でさらに魅力アップ!**

「ゆとり」のために。

平成23年1月からは  
個人事業主の「共同経営者」  
も加入できるようになります!  
(個人事業主1人につき2人まで)

共同経営者の加入イメージ



加入できない  
(平成22年12月末まで)

2名まで加入できる  
(平成23年1月から)

全国で約120万人  
の経営者が加入

掛金は全額所得控除

無理のない掛金  
月額1,000円~70,000円の  
範囲で自由選択

共済金の受取りは  
一括・分割・併用の3タイプ

受取り時にも  
税制面での大きなメリット

災害時や緊急時には  
契約者貸付けの利用が可能



中小企業と地域振興をもっとサポート  
独立行政法人

**中小企業基盤整備機構**

# 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

## Q<sub>1</sub> ほんとうに安心・確実なの?

小規模企業共済制度は、法律(小規模企業共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。契約者の方からお預かりしている掛金とその運用収入は、すべて契約者に還元される仕組みで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。昭和40年に発足した実績ある制度で、現在約120万人の方が加入しています。

## Q<sub>2</sub> この制度に加入できる人は?

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主および会社の役員
- 事業に従事する組員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をもとに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

## Q<sub>3</sub> 毎月の掛金はどのくらいなの?

掛金月額 は 1,000円 ~ 70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。

加入後も掛金月額は増額・減額できます(減額には一定の要件が必要です)。

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

## Q<sub>4</sub> 掛金は税法上どんなメリットがあるの?

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

(1年以内の前納掛金も同様です)

## Q<sub>5</sub> 共済金はどんな時に受け取れるの?

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

例)共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任など(⇒右ページの「共済事由等」欄を参照)

## Q<sub>6</sub> 共済金の税法上の取扱いは?

共済金の受取りは、「一括」「分割(10年・15年)」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

(⇒右ページの「税法上の取扱い」欄を参照)

## Q<sub>7</sub> 事業資金も借り入れできるの?

契約者(一定の資格者)の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます(担保・保証人は不要)。

【貸付けの種類】

一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時貸付け、新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け

※平成23年4月から事業承継貸付けが創設される予定です。詳細が決まり次第、中小機構ホームページでご案内します。

その他、制度の詳細い内容については、「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

# 掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)			加入後の節税額(=a-b)			
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	306,500円	286,000円	250,000円	178,000円	20,500円	56,500円	128,500円
400万円	776,500円	740,500円	668,500円	538,500円	36,000円	108,000円	238,000円
600万円	1,376,500円	1,340,500円	1,268,500円	1,124,500円	36,000円	108,000円	252,000円
800万円	2,008,000円	1,968,400円	1,889,200円	1,730,800円	39,600円	118,800円	277,200円
1,000万円	2,768,000円	2,716,400円	2,613,200円	2,406,800円	51,600円	154,800円	361,200円

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。(なお、所得税、住民税の課税される所得金額は計算上同一としております。)

※2 税額は、平成22年1月1日現在(平成18年度税制改正適用)の税率に基づいています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。

(<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/index.html>)

■ 所得税の確定申告書(B様式)の例

掛金月額36万円 (3万円×12ヵ月)  
課税所得金額 400万円であれば **108,000円** の節税!

基礎控除	360,000
社会保険料控除	360,000
小規模企業等控除	360,000
生命保険料控除	360,000
地震保険料控除	360,000

## 共済金等の受取り

地位	A 共済事由	B 共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業の廃止 (注)配偶者、子へ事業を全部譲渡した場合を除きます。</li> <li>個人事業主の死亡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡</li> <li>個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任しなかった</li> <li>個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)</li> <li>平成23年1月以降加入(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした場合を含みます)した方で法人成りした場合</li> <li>制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任しなかった</li> <li>制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意解約</li> <li>機構による共済契約の解除 (12か月以上の掛金滞納など)</li> <li>個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員たる小規模企業者となった</li> <li>平成23年1月以降加入(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした場合を含みます)した方で法人成りした場合</li> <li>制度への加入が平成23年1月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった</li> </ul>
共同経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主の廃業に伴う共同経営者の選任</li> <li>共済契約者の死亡</li> <li>共同経営者の疾病又は負債による選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業の全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)</li> <li>個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった</li> <li>個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意解約</li> <li>機構による共済契約の解除 (12か月以上の掛金滞納など)</li> <li>個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員たる小規模企業者となった</li> <li>共同経営者の選任による解約</li> </ul>
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社等の解散 (注)組織変更により会社を解散した場合を除きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社等役員が疾病又は負債による選任</li> <li>会社等役員が死亡</li> <li>老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社等役員が死亡(疾病・負債・死亡・解散を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意解約</li> <li>機構による共済契約の解除 (12か月以上の掛金滞納など)</li> </ul>

掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。</li> </ul>
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い			退職所得扱い		一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取扱いについて、任意解約で受取時65歳以上の場合、共同経営者の選任による解約で選任時65歳以上、および法人成りによる事由の場合、退職所得扱いとなります。

### 共済金の分割受取り額

- 掛金月額3万円  
○ 掛金納付年数15年  
○ 共済金A(上表参照)  
○ 一括受取り額 6,033,000円 (= 2,011,000円の3倍)

共済金の一括受取り額	100歳未満の場合		100歳以上の場合	
	3か月ごとに	受取総額	3か月ごとに	受取総額
3,000,000円	78,900円	3,156,000円	54,000円	3,240,000円
6,033,000円	158,668円	6,346,720円	108,594円	6,515,640円
10,000,000円	263,000円	10,520,000円	180,000円	10,800,000円
税法上の取扱い				公的年金等の雑所得扱い

※1 共済金の分割受取り額については、源泉徴収前の金額を掲載しています。

※2 共済金を分割で受取る場合の要件については、裏面「7」をご覧ください。